第18回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（自 2023年10月1日　至 2024年9月30日）

株式会社マイクロアド

事業報告

1　新株予約権等の状況

①　当事業年度末日における新株予約権の状況

	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日	2014年11月１日	2017年12月19日	2018年７月４日
新株予約権の数	14個	60個	50個
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権１個あたり6,000株	新株予約権１個あたり600株	新株予約権１個あたり600株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価額	新株予約権１個あたり852,000円	新株予約権１個あたり491,400円	新株予約権１個あたり491,400円
権利行使期間	2016年11月２日から2024年11月１日まで	2019年12月20日から2027年12月19日まで	2020年７月５日から2028年７月４日まで
主な行使の条件	（別記１）	（別記２）	（別記２）

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
発行決議日	2020年12月９日	2021年12月９日	2024年2月14日
新株予約権の数	1,303個	857個	1,190個
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権１個あたり600株	新株予約権１個あたり600株	新株予約権１個あたり100株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価額	新株予約権１個あたり176,400円	新株予約権１個あたり176,400円	新株予約権１個あたり65,500円
権利行使期間	2022年12月10日から2030年12月９日まで	2023年12月10日から2031年12月９日まで	2026年2月15日から2034年2月14日まで
主な行使の条件	（別記３）	（別記３）	（別記４）

（注）　上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は2023年10月１日付で行った１株を３株とする株式分割による調整後の数及び金額を記載しております。

（別記１）新株予約権の行使の条件

１．各新株予約権の一部行使はできないものとする。

２．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社における取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。

３．その他の条件は当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

（別記２）新株予約権の行使の条件

１．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

２．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

３．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

４．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

（別記３）新株予約権の行使の条件

１．本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

２．本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会の決議により認めた場合はこの限りではない。

３．本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

４．本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、本新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

５．本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

６．その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

（別記４）新株予約権の行使の条件

１．本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。

２．本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

３．本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、本新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

４．本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

５．その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権
区　　分	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)
新株予約権の数	14個	30個	25個	382個
新株予約権の目的となる株式の数	84,000株	18,000株	15,000株	229,200株
保有者数	1名	1名	1名	3名

(注)　「新株予約権の目的となる株式の数」は2023年10月１日付で行った１株を３株とする株式分割による調整後の数を記載しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第７回新株予約権	
区　　分	当社の使用人	子会社の役員 及び使用人
新株予約権の数	1,010個	180個
新株予約権の目的となる株式の数	101,000株	18,000株
保有者数	25名	4名

2　会計監査人の状況

①　名称　　有限責任監査法人トーマツ

②　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の重要な子会社のうち、MicroAd Taiwan，Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア)法令、定款及び社会的な倫理を遵守するための社内規則（社内規程、ガイドライン、マニュアル等を含む）を制定し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践に努める。

(イ)コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築とその推進にあたる。

(ウ)当社グループ役職員を対象としたコンプライアンスに関する教育を行い、コンプライアンスへの関心を高め、正しい知識の定着を図る。

(エ)内部通報制度を設けることで、法令違反行為等の問題の早期発見と是正を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

(オ)当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

(カ)当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア)「リスク管理規程」を制定し、当社グループにおけるリスク管理に関して必要な事項を定めるとともに、リスク管理委員会を設置し、適切に事業リスクの評価・管理を行う体制を構築する。

(イ)コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種法令等への違反リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ウ)危機発生時には、「緊急時対応規程」に基づき緊急対策を整備し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ適切に対処する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(ア)取締役会を毎月１回定期開催し、会社の業務執行に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督するほか、迅速かつ有効な意思決定を可能にするため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(イ)当社グループは、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図る。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(ア)当社グループは、経営を円滑に遂行するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を適切に管理・指導し、相互に密接な連携を図る。

(イ)子会社は、「関係会社管理規程別表」に定める行為を実行する場合、当該別表に基づき当社の承認を取得、又は報告を行うものとする。

(ウ)少数株主保護のため、親会社を含む関連当事者との取引について、「関連当事者取引管理規程」に基づき、当該取引の必要性及び取引条件の妥当性について確認する。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

(ア)監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を置くことを取締役会に求めることができるものとする。

(イ)監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からは独立した立場を確保する。

(ウ)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会又は監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得るものとする。

⑦　当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

(ア)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。

(イ)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

⑧　監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に対し周知徹底する。

⑨　監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(ア)監査等委員会がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

(イ)監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(イ)監査等委員会は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。

(ウ)監査等委員会は、社内の重要課題等を適時に把握し、必要に応じた意見陳述ができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会が確保され、取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員の重要会議への出席を拒めないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　コンプライアンス、リスク管理に関する取り組みについて

コンプライアンス委員会を設置し、原則として毎月１回開催しております。コンプライアンス委員会では、当社グループの事業活動に関連する最新法令情報の共有、コンプライアンスに関する社内啓蒙活動の取り決め、情報セキュリティ施策に関する検討などを行っております。また、全社員を対象としたコンプライアンス全般についてのテスト、情報セキュリティに関するテストをそれぞれ半年に１回を目途に実施し、社内のコンプライアンスや情報セキュリティに対する知識と意識の向上を図っております。

リスク管理に関する取り組みとしては、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会にて当社グループの事業リスクを抽出し、各リスクの影響度、発生頻度などを評価した上で、優先して対応すべきリスクについての対応を各事業部担当者へと指示し、その改善状況を確認し

ております。

② 取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月１回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、経営及び業務執行上の重要な事項の決定及び承認を行っております。取締役会は、当社と利害関係を有しない独立役員である社外取締役２名を含む６名の取締役によって構成され、多様な視点での議論がなされております。

③ 監査等委員会の職務執行について

監査等委員３名（うち社外取締役２名）は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査契約に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、意見陳述を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、業務執行の全般にわたって適切な監査を実施しております。また、常勤監査等委員は、常勤役員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、内部監査担当者との日常的な情報交換、各事業部責任者との個別面談等を実施し、当社の業務執行状況についての情報を収集し、他の監査等委員へと報告しております。

④ 内部監査の状況について

内部監査担当者は、年間で全部署に対し監査を実行できるよう内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た上、承認された監査計画に基づいて監査を実施しております。監査結果については代表取締役社長に報告した上で、監査対象部門への改善指示を行い、後日改善状況を確認して改めて代表取締役社長に報告しております。また、効果的かつ効率的な内部監査を実施するため、常勤監査等委員とは日常的に監査状況についての情報共有をしているほか、四半期に１回、内部監査室、会計監査人、監査等委員会の３者で面談を実施し、各自の監査実施内容や評価結果等について情報を共有し、意見を交換しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	990,830	1,540,860	332,380	△240	2,863,830
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			282,660		282,660
新株の発行	21,894	21,894			43,789
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
連結子会社に対する持ち分変動に伴う資本剰余金の増減		△8,229			△8,229
当期変動額合計	21,894	13,665	282,660	－	318,220
当期末残高	1,012,724	1,554,525	615,040	△240	3,182,051

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	244,026	547	244,573	－	621,525	3,729,929
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						282,660
新株の発行						43,789
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△31,386	△124,076	△155,463	9,523	△4,844	△150,784
連結子会社に対する持ち分変動に伴う資本剰余金の増減						△8,229
当期変動額合計	△31,386	△124,076	△155,463	9,523	△4,844	167,436
当期末残高	212,639	△123,529	89,110	9,523	616,680	3,897,365

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　13社

・主要な連結子会社の名称　株式会社MADS
株式会社エンハンス
MICROAD HONG KONG HOLDINGS LIMITED
MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY
MicroAd Taiwan, Ltd.
MicroAd Technology Development (Shanyang), Ltd.
MicroAd India Private Limited
MICROAD SINGAPORE PTE, LTD.
ENHANCE TECHNOLOGY COMPANY LIMITED
Tiki Digital, Co., Ltd.
株式会社cory
株式会社New B
株式会社UNCOVER TRUTH

・連結範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社NewBを2024年2月14日に設立したこと、株式会社UNCOVER TRUTHの株式を2023年４月５日に取得したことにより、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANY他3社の決算日は12月31日、MicroAd India Private Limitedの決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日において、連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．売買目的有価証券　　時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ　　時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　３年～15年
工具、器具及び備品　４年～15年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（５年以内）に基づいております。

ハ．使用権資産

在外連結子会社については、国際財務報告基準にもとづき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。) を適用しております。IFRS第16号により、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤　収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(データプロダクトサービス)

データプロダクトサービスにおいては、広告主の広告効果や、インターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームを提供しており、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社グループの履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(コンサルティングサービス)

コンサルティングサービスに係る収益は、広告主の広告効果やインターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームの提供と、その他広告の運用サービスを提供しております。プラットフォームについては、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社グループの履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。その他広告の運用サービスについては、契約で定められた期間にわたり各媒体上に広告を掲載する義務及び運用義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該契約期間にわたり認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却

しております。

2．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	164,012千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻、繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、中期経営計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し見積っております。

当該見積もりは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　740,831千円

なお、上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

PT.MicroAd Indonesia	47,500千円
計	47,500千円

(3) 契約負債

流動負債の「その他」のうち、契約負債については「7.収益認識に関する注記　(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　27,624,000株

(2) 当連結会計年度の末日における会社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2014年 11月1日	2017年 12月19日	2018年 7月4日	2020年 12月9日	2021年 12月9日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	84,000株	36,000株	30,000株	781,800株	514,200株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、データプラットフォーム事業を行っており、その一環として投資業務を行っております。当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。資金運用については上場株式等で運用を行っております。また、デリバティブ取引は、保有する上場株式の価格変動のリスクをヘッジする目的でリスクを十分検討の上で行うこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、上場株式と非上場株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

非上場株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、価格変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理ガイドラインに基づき、管理部門が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っておりま

す。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ⅱ　市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

有価証券及びデリバティブ取引の執行者は、事前に定めた者に限定されています。執行者及び担当部署の運用状況の管理も行い、取締役会等にその内容が報告されております。

有価証券及びデリバティブ取引の運用結果については、定期的に管理部門に報告しております。

ⅲ　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	246,317	246,317	－
長期貸付金	120,336	117,070	△3,265
資産計	366,653	363,387	△3,265
リース債務（１年以内返済予定含む）	61,774	61,439	△335
長期借入金（１年以内返済予定含む）	224,820	219,715	△5,104
負債計	286,594	281,154	△5,440

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等（※1）	265,057
組合出資金（※2）	93,311

※1　非上場株式は「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※2　組合出資金は投資事業有限責任組合であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先事項が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	148,317	－	－	148,317
その他	－	－	98,000	98,000
資産計	148,317	－	98,000	246,317

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金	－	117,070	－	115,759
資産計	－	117,070	－	115,759
リース債務（１年以内返済予定含む）	－	61,439	－	61,439
長期借入金（１年以内返済予定含む）		219,715		219,715
負債計	－	281,154	－	281,154

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券は上場株式及び非上場株式の新株予約権であります。上場株式については取引所の価格をもって評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。非上場株式の新株予約権について、相場価格が入手できないため、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル３の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

6．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはデータプラットフォーム事業の単一セグメントであり、サービスごとに生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービスの名称	売上高
データプロダクトサービス	6,831,137
コンサルティングサービス	6,881,840
外部顧客への売上高	13,712,977

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,521,288
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,676,439
契約負債（期首残高）	24,956
契約負債（期末残高）	28,828

契約負債は主に顧客からの前受金に関するものであり、連結貸借対照表において、「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は23,946千円であります。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　118円76銭

(2) 1株当たり当期純利益　10円27銭

当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っており、当該分割後の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定し記載しております。

8．重要な後発事象に関する注記

（重要な後発事象）

(資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、2024年12月20日開催予定の第18期定時株主総会に、資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の処分に係る議案を付議することを決議しました。

1．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、2024年９月期末時点で、372,952,577円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。現在生じている欠損額を解消することで、財務体質の健全化を図るとともに、株主の皆様への剰余金の配当や、自己株式取得等の株主還元の早期実現に向け、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保し、中長期的な企業価値向上の実現に向け、株主利益の最大化を図ることを目的としております。なお、本件は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、株主の皆様のご所有株式数や１株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。

2．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

（1）減少すべき資本準備金の額

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるものです。

①減少する資本準備金の額

資本準備金　542,952,577円

②増加するその他資本準備金の額

その他資本剰余金　542,952,577円

③減少後の資本準備金の額

資本準備金　469,772,223円

※当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、効力発生日までに行使された場合、当該行使によって増加した資本準備金の額は減少の対象とならないため、減少後の資本準備金の額が当該金額とならないことがあります。

（2）剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記（1）の資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を、繰越利益剰余金に振替え、繰越利益剰余金の欠損を填補するものです。

①減少する剰余金の項目及びその額
　その他資本剰余金　　372,952,577円
②増加する剰余金の項目及びその額
　繰越利益剰余金　　372,952,577円
③減少後の剰余金の残高
　その他資本剰余金　　185,312,108円

3．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の日程（予定）

（1）	取締役会決議日	2024年11月14日
（2）	債権者異議申述公告日	2024年11月25日（予定）
（3）	株主総会決議日	2024年12月20日（予定）
（4）	債権者異議申述最終期日	2024年12月25日（予定）
（5）	効力発生日	2024年12月31日（予定）

4．今後の見通し

本件は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変動はなく、当社の連結及び個別の業績に影響を与えるものではありません。また、当社における2025年９月期においては、営業活動等による当期純損益が、剰余金の配当など株主還元の原資となる利益剰余金に加算される予想であり、現時点において今後の純資産を毀損する見込みはないと想定しております。なお、上記の内容につきましては、本株主総会において、「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」が承認、及び会社法に基づく債権者保護手続きが完了していることを条件としております。

(株式譲渡による連結子会社の異動について)

当社は、2024年９月26日開催の取締役会において、当社連結子会社の株式会社MADSの株式を譲渡相手先２社、ピーディーシー株式会社（以下、譲渡相手先１）及び株式会社MADS（以下、譲渡相手先２）に譲渡することを決議し、2024年10月31日付けにて株式譲渡が完了いたしました。これに伴い株式会社MADSは当社グループ連結範囲から外れ、持分法適用会社に移行いたしました。

１．株式譲渡の理由

当社の連結子会社である、株式会社MADSはスーパーやドラッグストア、美容サロンなどに設置されたデジタルサイネージをネットワーク化し、一元管理によるコンテンツ配信やタイムリーな広告配信を行うサービスを提供しております。現在、株式会社MADSでは美容サロンに設置したタブレット端末をネットワーク化し、様々なコンテンツや広告配信を行う新サービスとして「OCTAVE」の事業立ち上げに注力しております。今後は、より事業シナジーの期待できるパートナーとの連携によって、タブレットの設置をはじめとするサービス品質の向上に努め、事業立ち上げのスピードアップを図っていく必要がございます。そのような背景から、ピーディーシー株式会社への当社保有株式の譲渡を決議いたしました。

ピーディーシー株式会社は、パナソニックのベンチャー制度で2001年に起業され、現在に至るまでデジタルサイネージ業界のパイオニアとして、国内外20,000か所以上のシステム構築や配信運営に携わってきました。これまで大型複合施設をはじめ、交通施設、金融機関、商業施設、公共機関など、数多くの導入実績をもっています。ピーディーシー株式会社との資本業務提携により、株式会社MADSは既存事業および新規事業のさらなる拡大・成長を実現してまいります。また、株式会社MADSの経営の独立性の向上と、機動的な意思決定を実現する為、株式会社MADSへの当社保有株式の譲渡を併せて決議いたしました。

２．異動する子会社の概要

（1）	名称	株式会社MADS
（2）	所在地	東京都渋谷区宇田川町３番５号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役：穴原　誠一郎
（4）	事業内容	デジタルOOH アドネットワーク事業 デジタルOOH メディアマネタイズ事業 マーケティング支援事業
（5）	資本金	296,789,490円
（6）	設立年月日	2013年8月1日
（7）	大株主及び持株比率	株式会社マイクロアド　66.59%
（8）	上場会社と当該会社	資本関係

との間の関係		当社が発行済株式数の66.59%を保有しております
	人的関係	当社の取締役が当該会社の取締役を、当社の従業員が監査役を兼務しております
	取引関係	記載すべき事項はありません

（9）　当該会社の最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	2021年９月期	2022年９月期	2023年９月期
純資産	861百万円	948百万円	1,050百万円
総資産	768百万円	1,150百万円	1,156百万円
１株当たり純資産	49,774.33円	61,407.14円	68,030.39円
売上高	667百万円	1,064百万円	1,019百万円
営業利益	122百万円	260百万円	144百万円
経常利益	122百万円	260百万円	145百万円
当期純利益	87百万円	179百万円	102百万円
１株当たり当期純利益	5,722.11円	11,632.80円	6,623.26円
１株当たり配当金	0円	0円	0円

３．株式譲渡の相手先の概要
（譲渡相手先１）

（1）	名称		ピーディーシー株式会社
（2）	所在地		東京都港区赤坂２丁目23番１号
（3）	代表者の役職・氏名		代表取締役社長：田中　真吾
（4）	事業内容		デジタルサイネージソリューション事業
（5）	資本金		276,800,000円
（6）	設立年月日		2001年10月１日
（7）	上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません
		人的関係	該当事項はありません
		取引関係	該当事項はありません
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません

（注１）「純資産」「総資産」「大株主及び持株比率」に関しては情報を入手していないため、非開示としております。
（注２）譲渡相手先２に関しては、「２．異動する子会社の概要」に記載のとおりとなります。

4．譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

（1）　異動前の所有株式数	10,287株 （議決権の数：10,287個） （議決権所有割合：66.59%）
（2）　譲渡株式数	5,171株 （議決権の数：5,171個）
（3）　譲渡価額	261,636,687円（注）
（4）　異動後の所有株式数	5,116株 （議決権の数：5,116個） （議決権所有割合：42.40%）

（注）譲渡価額は、相手方によるデューデリジェンス実施の結果及び当社の指定する第三者機関による算定に基づき、公正妥当と考えられる価額に決定しております。

5．日　程

（1）　取締役会決議日	2024年９月26日
（2）　契約締結日	譲渡相手先１：2024年９月26日 譲渡相手先２：2024年10月22日
（3）　株式譲渡実行日	譲渡相手先１：2024年10月31日 譲渡相手先２：2024年10月31日

6．連結業績への影響

本株式譲渡の完了をもって株式会社MADSは当社の連結対象から外れ、持分法適用会社に移行しました。なお、本譲渡に伴う連結及び個別の譲渡損益については2025年９月期第１四半期に発生する見込みですが、現在精査中となるため、開示すべき重要な事実が発生した場合は速やかに発表いたします。

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	990,830	990,830	15,312	1,006,142	△653,399	△653,399	△240	1,343,332
当期変動額								
新株の発行	21,894	21,894		21,894				43,789
当期純利益					280,446	280,446		280,446
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	21,894	21,894	－	21,894	280,446	280,446	－	324,236
当期末残高	1,012,724	1,012,724	15,312	1,028,036	△372,952	△372,952	△240	1,667,568

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	547	547	－	1,343,880
当期変動額				
新株の発行				43,789
当期純利益				280,446
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△124,076	△124,076	9,523	△114,553
当期変動額合計	△124,076	△124,076	9,523	209,683
当期末残高	△123,529	△123,529	9,523	1,553,563

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 売買目的有価証券　時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

② 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

④ デリバティブ　時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　3年～15年
工具、器具及び備品　4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を

充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(データプロダクトサービス)

データプロダクトサービスにおいては、広告主の広告効果や、インターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームを提供しており、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(コンサルティングサービス)

コンサルティングサービスに係る収益は、広告主の広告効果やインターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームの提供と、その他広告の運用サービスを提供しております。プラットフォームについては、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社の履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。その他広告の運用サービスについては、契約で定められた期間にわたり各媒体上に広告を掲載する義務及び運用義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該契約期間にわたり認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	128,225千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表　3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表　7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　553,275千円

なお、上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

PT.MicroAd Indonesia	47,500千円
計	47,500千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	189,661千円
② 短期金銭債務	67,426千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	628,289千円
売上原価	515,565千円
販売費及び一般管理費	1,189千円
営業取引以外の取引による取引高	29,121千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	264株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,738千円
減価償却超過額	5,509千円
ソフトウエア	54,107千円
投資有価証券評価損	9,273千円
関係会社株式評価損	153,004千円
資産除去債務	26,037千円
税務上の繰越欠損金	683,207千円
その他	42,364千円
繰延税金資産小計	982,242千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△622,895千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△206,392千円
評価性引当額	△829,287千円
繰延税金資産合計	152,955千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,215千円
資産除去債務	△21,466千円
その他	△47千円
繰延税金負債合計	△24,729千円
繰延税金資産の純額	128,225千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	株式会社サイバーエージェント	被所有 直接 48.37%	広告取引等	広告売上取引（注）	487,982	売掛金	73,522
				広告媒体の仕入取引（注）	76,065	買掛金	11,959

（注）取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	MICROAD HONGKONG HOLDINGS LIMITED	所有 直接 100.00%	広告取引等 役員の兼任	資金の借入（注1）	－	長期借入金	180,000
				利息の支払（注1）	1,768	未払費用	5,843
子会社	株式会社MADS	所有 直接 66.59%	経営指導 役員の兼任	経営指導料（注2）	9,790	未収入金	1,045
子会社	株式会社エンハンス	所有 直接 100.00%	経営指導 役員の兼任	経営指導料（注2）	7,769	未収入金	650
子会社	株式会社UNCOVER TRUTH	所有 直接 92.40%	経営指導 役員の兼任	資金の貸付（注1）	－	短期貸付金	70,000
				利息の受取（注1）	87	未収入金	－

（注1）資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注2）経営指導料については、業務内容等を勘案して両者協議のうえ決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種　　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　　目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	田　中　宏　幸	被所有 直接　0.33%	当社取締役	ストック・オプションの権利行使（注）	11,928	－	－

（注）2014年11月１日開催の臨時株主総会決議により、付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

9.　1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　56円24銭

(2) 1株当たり当期純利益　10円19銭

当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っており、当該分割後の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定し記載しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表　9.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。